

## 加茂市新商品・新製品開発支援事業（コロナ交付金枠）補助金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が行う付加価値の高い新商品・新製品の開発、地元産品を活用するなど地域全体の好循環につながる新商品・メニューの開発を支援するため、その事業費の一部を助成し、本市産業の振興を図ることを目的とし、予算の範囲内で加茂市補助金等交付規則（昭和40年規則第19号。以下、「規則」という。）に基づいて行う補助金の交付に必要な事項を定めるものとする。

### （補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、付加価値の高い新商品又は新製品を開発し、地域全体の好循環につながるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国や県が行う同様の支援制度の交付を受けている場合は、補助対象事業としない。ただし、県の「新型コロナウイルス対応新事業チャレンジ支援事業補助金（以下、「県補助金」という。）」と併用する場合は、この限りでない。

### （補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる中小企業者（以下、「補助対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるところによる。ただし、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等は補助対象者とする。また、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者あるいは事業協同組合等であること。ただし、大型チェーン店は除く。
- （2） 同一年度内で当該補助金の交付を受けていない者
- （3） 市税を完納している者
- （4） 加茂市暴力団排除条例（令和元年条例第18号）第2条第1号及び第2号に該当する個人事業主又は法人でないこと。

### （補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に定めるところによる。

2 県補助金と併用する場合は、県の決定を受けた事業の総事業費から県補助額を差し引いた額とする。

#### (交付基準)

第5条 補助金の交付額は、次に掲げる交付基準により算出した額とする。

- (1) 補助率 補助対象経費の3分の2以内とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (2) 限度額 50万円

#### (補助金申請期間)

第6条 補助金の申請受付期間は、令和4年4月1日から令和4年12月20日までとする。

#### (補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、加茂市新商品・新製品開発支援事業（コロナ交付金枠）補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、別に定める期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請する補助対象経費の一覧
- (2) 申請する補助対象経費の領収書などの写し
- (3) 当該事業の内容を証明する書類の写し
- (4) 振込先口座を確認できる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 県補助金と併用する場合は、(1)から(3)の書類に替えて、県補助金関係書類（交付申請書、事業計画書、交付決定通知書、実績報告書、確定通知書等）の写しを添えるものとする。

3 規則第10条の規定による補助事業の実績報告は、第1項の補助金交付申請書兼実績報告書によるものとする。

#### (補助金の決定通知及び確定通知)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、加茂市新商品・新製品開発支援事業（コロナ交付金枠）補助金交付決定通知兼確定通知（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

2 規則第11条の規定による補助金の額の確定は、前項の通知によるものとする。

#### (補助金の交付)

第9条 市長は、第7条の交付申請書兼実績報告書を受理したときは、申請者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

別表

補助対象経費	内 容
謝金	専門知識を有する者に、指導、相談等を受けた謝礼として支払われる経費
費用弁償	技術指導等を行うための旅費として専門家に支払われる経費
原材料費	直接必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
外注加工費	自社内での加工等が難しい等の理由から加工、製造等の外注に必要な経費
設備導入費	量産設備及び汎用性のあるもの以外の事業遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
設備借上料	機械装置等のリース料又はレンタル料として支払われる経費 ※ただし、借用期間が事業期間を超える場合は、補助事業期間分に相当する額
委託費	試験、分析、デザイン、設計等を委託するために必要な経費
調査費	ユーザーニーズ調査等を行うために専門機関に支払われる経費
会議費	会議を開催するための会場使用料として支払われる経費
その他	その他市長が必要と認める経費

- 上記の補助対象経費は例示であり、補助対象事業につながる取組であれば、特に用途を限定しないが、会合その他における食糧費ほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費は、補助対象経費外とする。
- 消費税及び地方消費税相当額並びに銀行等への口座振込手数料は、補助対象経費としない。